

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

の全量

（水産課）

福島県告示第八百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西白河郡泉崎村大字泉崎字三十ヶ入山三、字鳥崎前山一の一、一の二、字鹿ヶ入山三、字新林一、字大沢山一の一から一の三まで、一の五、一の七、一の八、二の一から二の三まで、三、四、字足駄作一の五から一の七まで、字鳥崎一の二、字枇杷作二の三、二の四、二の九

二 保安林として指定された目的

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をことができる立木は、泉崎村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（一）（次のとおり）は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び泉崎村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第八百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和7年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石川郡古殿町大字山上字山口六五の一、六五の六

二 保安林として指定された目的

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

（三）立木の伐採の限度

（四）立木の伐採の限度

（五）立木の伐採の限度

（六）立木の伐採の限度

（七）立木の伐採の限度

（八）立木の伐採の限度

（九）立木の伐採の限度

（十）立木の伐採の限度

（十一）立木の伐採の限度

（十二）立木の伐採の限度

（十三）立木の伐採の限度

（十四）立木の伐採の限度

（十五）立木の伐採の限度

（十六）立木の伐採の限度

（十七）立木の伐採の限度

（十八）立木の伐採の限度

（十九）立木の伐採の限度

（二十）立木の伐採の限度

（二十一）立木の伐採の限度

（二十二）立木の伐採の限度

（二十三）立木の伐採の限度

（二十四）立木の伐採の限度

（二十五）立木の伐採の限度

（二十六）立木の伐採の限度

（二十七）立木の伐採の限度

（二十八）立木の伐採の限度

（二十九）立木の伐採の限度

（三十）立木の伐採の限度

（三十一）立木の伐採の限度

（三十二）立木の伐採の限度

（三十三）立木の伐採の限度

（三十四）立木の伐採の限度

（三十五）立木の伐採の限度

（三十六）立木の伐採の限度

（三十七）立木の伐採の限度

（三十八）立木の伐採の限度

（三十九）立木の伐採の限度

（四十）立木の伐採の限度

（四十一）立木の伐採の限度

（四十二）立木の伐採の限度

（四十三）立木の伐採の限度

（四十四）立木の伐採の限度

（四十五）立木の伐採の限度

（四十六）立木の伐採の限度

（四十七）立木の伐採の限度

（四十八）立木の伐採の限度

（四十九）立木の伐採の限度

（五十）立木の伐採の限度

（五十一）立木の伐採の限度

（五十二）立木の伐採の限度

（五十三）立木の伐採の限度

（五十四）立木の伐採の限度

（五十五）立木の伐採の限度

（五十六）立木の伐採の限度

（五十七）立木の伐採の限度

（五十八）立木の伐採の限度

（五十九）立木の伐採の限度

（六十）立木の伐採の限度

（六十一）立木の伐採の限度

（六十二）立木の伐採の限度

（六十三）立木の伐採の限度

（六十四）立木の伐採の限度

（六十五）立木の伐採の限度

（六十六）立木の伐採の限度

（六十七）立木の伐採の限度

（六十八）立木の伐採の限度

（六十九）立木の伐採の限度

（七十）立木の伐採の限度

（七十一）立木の伐採の限度

（七十二）立木の伐採の限度

（七十三）立木の伐採の限度

（七十四）立木の伐採の限度

（七十五）立木の伐採の限度

（七十六）立木の伐採の限度

（七十七）立木の伐採の限度

（七十八）立木の伐採の限度

（七十九）立木の伐採の限度

（八十）立木の伐採の限度

（八十一）立木の伐採の限度

（八十二）立木の伐採の限度

（八十三）立木の伐採の限度

（八十四）立木の伐採の限度

（八十五）立木の伐採の限度

（八十六）立木の伐採の限度

（八十七）立木の伐採の限度

（八十八）立木の伐採の限度

（八十九）立木の伐採の限度

（九十）立木の伐採の限度

（九十一）立木の伐採の限度

（九十二）立木の伐採の限度

（九十三）立木の伐採の限度

（九十四）立木の伐採の限度

（九十五）立木の伐採の限度

（九十六）立木の伐採の限度

（九十七）立木の伐採の限度

（九十八）立木の伐採の限度

（九十九）立木の伐採の限度

（一百）立木の伐採の限度

（一百一）立木の伐採の限度

（一百二）立木の伐採の限度

（一百三）立木の伐採の限度

（一百四）立木の伐採の限度

（一百五）立木の伐採の限度

（一百六）立木の伐採の限度

（一百七）立木の伐採の限度

（一百八）立木の伐採の限度

（一百九）立木の伐採の限度

（一百十）立木の伐採の限度

（一百十一）立木の伐採の限度

（一百十二）立木の伐採の限度

（一百十三）立木の伐採の限度

（一百十四）立木の伐採の限度

（一百十五）立木の伐採の限度

（一百十六）立木の伐採の限度

（一百十七）立木の伐採の限度

（一百十八）立木の伐採の限度

（一百十九）立木の伐採の限度

（一百二十）立木の伐採の限度

（一百二十一）立木の伐採の限度

（一百二十二）立木の伐採の限度

（一百二十三）立木の伐採の限度

（一百二十四）立木の伐採の限度

（一百二十五）立木の伐採の限度

（一百二十六）立木の伐採の限度

（一百二十七）立木の伐採の限度

（一百二十八）立木の伐採の限度

（一百二十九）立木の伐採の限度

（一百三十）立木の伐採の限度

（一百三十一）立木の伐採の限度

（一百三十二）立木の伐採の限度

（一百三十三）立木の伐採の限度

（一百三十四）立木の伐採の限度

（一百三十五）立木の伐採の限度

（一百三十六）立木の伐採の限度

（一百三十七）立木の伐採の限度

（一百三十八）立木の伐採の限度

（一百三十九）立木の伐採の限度

（一百四十）立木の伐採の限度

（一百四十一）立木の伐採の限度

（一百四十二）立木の伐採の限度

（一百四十三）立木の伐採の限度

（一百四十四）立木の伐採の限度

（一百四十五）立木の伐採の限度

（一百四十六）立木の伐採の限度

（一百四十七）立木の伐採の限度

（一百四十八）立木の伐採の限度

（一百四十九）立木の伐採の限度

（一百五十）立木の伐採の限度

（一百五十一）立木の伐採の限度

（一百五十二）立木の伐採の限度

（一百五十三）立木の伐採の限度

（一百五十四）立木の伐採の限度

（一百五十五）立木の伐採の限度

（一百五十六）立木の伐採の限度

（一百五十七）立木の伐採の限度

（一百五十八）立木の伐採の限度

（一百五十九）立木の伐採の限度

（一百六十）立木の伐採の限度

（一百六十一）立木の伐採の限度

（一百六十二）立木の伐採の限度

（一百六十三）立木の伐採の限度

（一百六十四）立木の伐採の限度

（一百六十五）立木の伐採の限度

（一百六十六）立木の伐採の限度

（一百六十七）立木の伐採の限度

（一百六十八）立木の伐採の限度

（一百六十九）立木の伐採の限度

（一百七十）立木の伐採の限度

（一百七十一）立木の伐採の限度

（一百七十二）立木の伐採の限度

（一百七十三）立木の伐採の限度

（一百七十四）立木の伐採の限度

（一百七十五）立木の伐採の限度

（一百七十六）立木の伐採の限度

（一百七十七）立木の伐採の限度

（一百七十八）立木の伐採の限度

（一百七十九）立木の伐採の限度

（一百八十）立木の伐採の限度

（一百八十一）立木の伐採の限度

（一百八十二）立木の伐採の限度

（一百八十三）立木の伐採の限度

（一百八十四）立木の伐採の限度

（一百八十五）立木の伐採の限度

（一百八十六）立木の伐採の限度

（一百八十七）立木の伐採の限度

（一百八十八）立木の伐採の限度

（一百八十九）立木の伐採の限度

（一百九十）立木の伐採の限度

（一百九十一）立木の伐採の限度

（一百九十二）立木の伐採の限度

（一百九十三）立木の伐採の限度

（一百九十四）立木の伐採の限度

（一百九十五）立木の伐採の限度

（一百九十六）立木の伐採の限度

（一百九十七）立木の伐採の限度

（一百九十八）立木の伐採の限度

（一百九十九）立木の伐採の限度

（一百二十）立木の伐採の限度

（一百二十一）立木の伐採の限度

（一百二十二）立木の伐採の限度

（一百二十三）立木の伐採の限度

（一百二十四）立木の伐採の限度

（一百二十五）立木の伐採の限度

（一百二十六）立木の伐採の限度

（一百二十七）立木の伐採の限度

（一百二十八）立木の伐採の限度

福島県告示第八百四十一号

(二) 主伐として伐採をことができる立木は、古殿町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
間伐による森林は、次のとおりとする。

111

(森林保全課)

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び古殿町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように森林の指定施業要件を変更する。

令和七年十二月二十六日

一 1
2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内一の二、一の三、一の一〇、一の一
保安林として指定された目的

(3) 準伐期齢以上のものとする。
 (2) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (1) 主伐は、択伐による。

次のとおりとする。

二一 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村大字牧之内字惣五郎内四の二
保安林として指定された目的

3. 変更後の指定施業要件

(1) 主伐は、択伐による。

3) 準伐期歯以上のものとする
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 次のとおりとする。

（「次のとおり」）は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする相手規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

所在の不分明な者の氏名	阿久津源太郎 玉川スミ 玉川一郎 玉川丑次郎 玉川紀市 玉川金八 玉川郡平
玉川才次	玉川猪松 玉川猪松 玉川弥太郎 玉川躰作 星久一郎 星充 星弥三
次 大竹彰	大竹清太郎 鹿目佐助 鹿目博 鹿目邦彦 芳賀伊與吉 芳賀源五郎
芳賀新八	芳賀清七郎 芳賀盛雄 芳賀藤五郎 芳賀彦太郎 芳賀彌三郎 芳賀由太
郎 芳賀留五郎 芳賀留五郎 芳賀留四郎 芳賀力太郎 芳賀定江 五十嵐嘉重	
十嵐昭	一 渡部誠 室井郡藏 室井忠 室井祐一郎 室井廣八 星喜平 星喜平 星
熊造	星賢次 星虎喜 星治郎作 星靜 星弥重 星靜 渡部金義 渡部己之吉 渡
部徹	渡部巳之吉 渡部昇平 菊地儀造 菊地好正 菊地庄左久 菊地直美 菊地武
菊地弥作	小股喜平 小股由松 小椋徳平 小椋徳平 星ウタ 星キヨノ 星キヨ
ノ 星ソメ	星ハルノ 星ヒロシ 星ブン 星角平 星勘七 星亀吉 星亀寿 星義
夫 星吉百	星金三郎 星源吾 星源兵 星重三 星重寿 星重松 星信作 星清吉
星盛 星静	星浅吉 星惣右工門 星惣吾 星惣次 星忠之介 星長三郎 星長八
星藤三 星藤夫	星半左工門 星半左衛門 星武司 星房太郎 星友次 星友次
星和夫 星彌三次	星眞午 星徳一 大竹マン 大竹伊左次 大竹幸助 大竹幸平
大竹忠左工門	大竹良一 大竹良一 渡部久一 渡部直衛 湯田アサ子 湯田安嗣
湯田安造	湯田宇介 湯田皆藏 湯田吉三郎 湯田幸作 湯田幸四郎 湯田三郎 湯
田司 湯田勝	湯田庄一 湯田庄吾 湯田庄平 湯田昇司 湯田忠得 湯田猪之松
湯田長一	湯田長四郎 湯田貞吉 湯田寅之助 湯田武市 湯田文吉 湯田平次郎
湯田明衛	湯田弥七 湯田佶吾 湯田萬吉 湯田德造 齋藤トク 稲本勇吉 星一
湯田德造	渡部直 渡部榮子 株式会社福島県農工銀行 福島県農工銀行 児山文
児山佐太郎	遠藤源次 遠藤昭八 遠藤敏子 児山甚三郎 小山栄吉 渡部伊八
渡部四五工門	渡部庄次郎 渡部美和子

- 百六十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ
- と。

（森林保全課）

福島県告示第八百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 所在の不分明な者の氏名

横田新 横田好雄 横田俊郎 横田長久 横田國雄 高根沢泰 山内映雄 渡部嘉
 渡部清太郎 渡部日出子 渡部利一 鈴木秀勇 奥文弥 新國孟 須佐光 菅家
 ハルヨ 菅家伊三郎 菅家誠 菅家善雄 石黒新吾 滝沢ハツイ 滝沢伊三男 滝沢
 栄一 滝沢英儀 滝沢亀吉 滝沢源一 滝沢五郎 滝沢孝次 滝沢宏三 滝沢三雄
 滝沢志郎 滝沢治滋 滝沢昭一 滝沢直蔵 滝沢道雄 滝沢寅吉 滝沢聰興 渡部勝
 男 飯塚よしの 栗城徳光 五ノ井定夫 五ノ井寅男 佐久間孝一 謙江スミ子 謙
 江雅幸 謙江初伊 謙江繁好 謙江武夫 渡部政雄 五ノ井伊佐美 五ノ井勇喜 星
 悅子 栗城精二 謙佐明男 奥熊太郎

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があつたこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和七年農林水産省告示第千七百三十一号）によること。

（森林保全課）